

〒660-0051

東七松町2丁目 4-16

尼崎 太郎 様

## 《尼崎市 公営企業局 上下水道部からのお知らせ》

平素より尼崎市水道事業にご理解、ご協力頂きまして誠にありがとうございます。

公営企業局上下水道部より、材質が鉛製の給水管（以下、「鉛製給水管」といいます。）をご使用されているお客さまに対し、そのご使用状況についてお知らせしています。

鉛製給水管に関するお客さまへのお願い・ご注意いただきたい内容等を裏面にご案内しておりますので、ご一読下さいますようお願いいたします。

## 《今回お知らせする給水管の所在地》

尼崎市 東七松町2丁目 4-16

（ 給水装置番号： 123456 ）

## 《お客様宅の鉛製給水管ご使用状況》

お客さまがお住まい（または所有）の上記の建物について、公営企業局において給水管の図面を元にお調べしたところ、下記の箇所に鉛製給水管が使用されていると考えられます。確認には詳細な調査が必要です。なお、ご自宅等の図面の閲覧をご要望される場合には、上下水道部におこしいただき閲覧することができますが、ご本人または委任状をお持ちの方の身分証明書等の確認が必要となります。

## 道路部分と敷地内部分

※公営企業局に届出されている情報を元にお知らせしています。鉛製給水管をお取替えされたにも関わらずこのお知らせが届く場合がございますのでご了承いただきますようお願いいたします。

## 《本件に関するお問い合わせ》

公営企業局 上下水道部 水道維持担当

〒660-0051 兵庫県尼崎市東七松町2丁目4番地16

電話 06-6489-6554（専用ダイヤル）

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

（土・日・祝日・年末年始12月29日~1月3日は休業）

※お問い合わせの際は【整理番号】をお伝え下さい。

## 水道水を安心してご利用いただくために

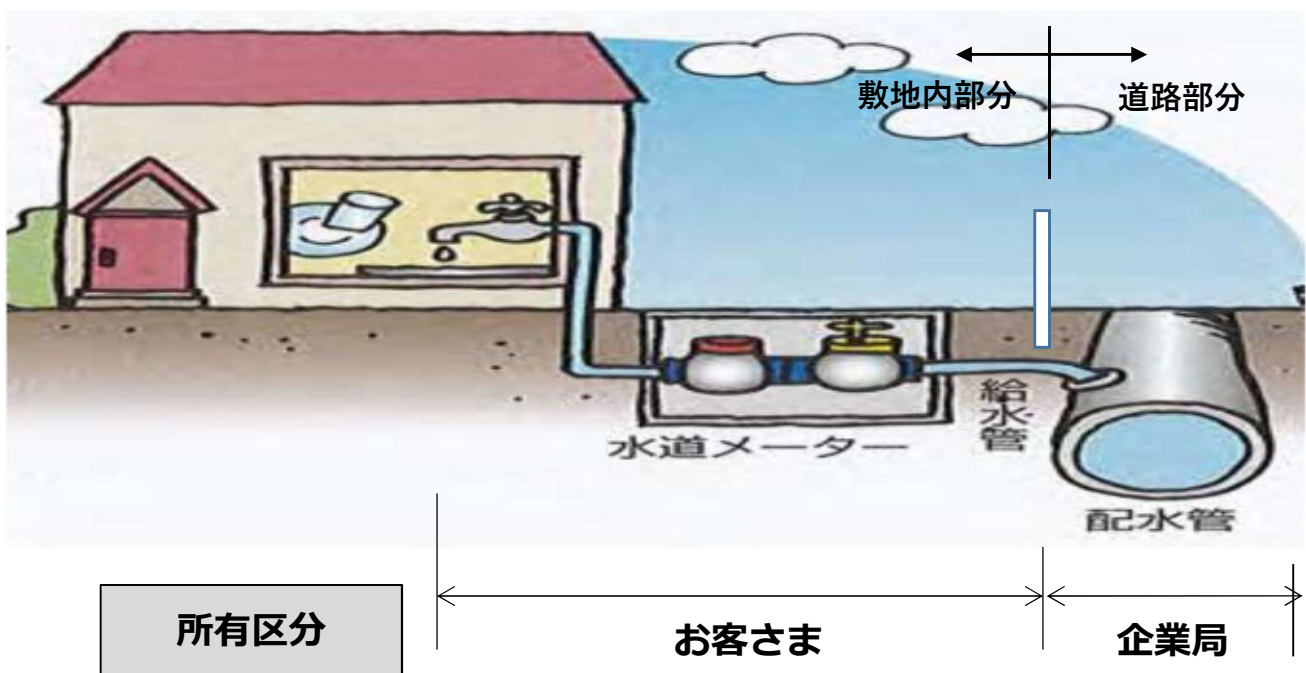
水質基準値は、生涯にわたり水道水を飲用しても人の健康に影響が生じないよう、安全性を考慮して設定された数値であり、鉛製給水管は通常使用する場合は問題がありませんが、長時間水道を使わない場合はごくわずかですが鉛の成分が水に溶け出すおそれがありますので、長期間留守にされたとき等に水道をお使いになる前には、バケツ一杯分ぐらいの水を、飲み水以外の用途にお使いください。

共同住宅の管理者・所有者の方は使用者の方へのお知らせにご協力をお願いします。また、建物の建替え・増改築工事等の際には鉛製給水管のお取替えをお勧めしています。

※水質検査を希望される方は上下水道部にて検査いたしますので、水道維持担当まで問合せ下さい。ただし、浄水器等を通した水の検査は行えません。

## ご家庭の水道設備の所有区分

配水管の分岐から蛇口までの水道設備を「給水装置」といい、給水装置はお客様の財産です。よって、鉛製給水管のお取替え（お見積り費用及び工事費用等）はお客様のご負担となります。賃貸等で使用者と所有者が異なる場合は、使用者と所有者にてご相談ください。なお、水道メーターは公営企業局がお貸ししています。



## 悪質業者にご注意ください！

最近、悪質な業者による強引な勧誘などが報告されていますので、ご注意ください。

上下水道部では職員もしくは、委託業者が直接、皆さまのご家庭を訪問して、物品の販売やレンタルを勧めること及び、ご依頼なしに一方的に水質検査や水道工事に伺い修理代金をいただくことは一切行っておりません。少しでも不審に思われたら職員証の提示をお求めになるとともに上下水道部までご連絡ください。